



近畿税理士会 泉大津支部だより

発行 平成 24 年 8 月 24 日

24 年夏号

No. 28

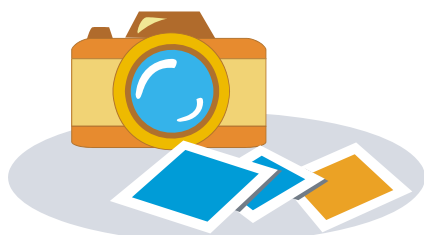
発行 / 近畿税理士会泉大津支部 支部長 原 正人
事務局 泉大津市二田町 1 丁目 11-15 オークハイツⅢ301 号
編集委員 / 高岩弘至・真奥 隆・田中俊英・稲垣成祥・根尾玲子



『阿波おどり』

(写真) 久保 慶明

世界にもその名を知られた 400 年の歴史を持つ徳島の夏祭り。毎年 8 月 12 日から 15 日までの 4 日間は、街中に阿波おどりのお囃子が響き、ぞめきのリズムに踊り子や見物客の身も心も弾みます。



【24 年夏号 主な内容】

- | | |
|-----|--------------------------------|
| 1 面 | 表紙写真『阿波踊り』 |
| 2 面 | 笠井副支部長のあいさつ、
泉大津税務署長着任のご挨拶 |
| 3 面 | 《新企画》歴代支部長に突撃!! |
| 4 面 | 第 27 回誌上研修
「非営利法人等の印紙税について」 |
| 6 面 | 寄稿「税理士事務所の今昔」 |
| 7 面 | 寄稿「支部ゴルフに参加して」、
会員の異動 |
| 8 面 | 最新研修ビデオの紹介、
原稿・写真募集、編集後記 |



ご挨拶

副支部長 笠井 慎五

毎日暑い日が続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか？

平素は、支部の会務運営に格別のご理解ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

この 6 月の支部定期総会においても慎重審議の末、すべての議案でご承認いただき、原支部長体制二期目を無事迎える事が出来ましたこと重ねて感謝申し上げます。

さて、平成 16 年より進めてきました e-Tax も 9 年目をむかえており、順調に普及が進んでいるように思います。地方税 eL-Tax についても利用可能な自治体が年々増えてきており、利用する側としては利便性の向上を実感しています。

電子申告に欠かせない e-Tax 等の利用における税理士用電子証明書ですが、第 2 世代（ピンクのカード）の使用可能期間が平成 25 年 3 月 31 日までとなっており、近畿会の会員には 9 月頃から第 3 世代カードへの更新手続きのための書類が発送される予定と聞いています。本会ホームページの近税パソネット 21 の中に電子申告支援室という項目があり、その中で随時、電子申告に関する情報を更新しておりますのでご活用いただければと思います。

少しでも話をして。今年は、夏季オリンピック開催の年です。この会報誌が皆様のお手元に届くころには、オリンピックは終わっていますが、日本勢の活躍、とくにベテラン勢のがんばりからは元気をもらいました。8 月 29 日よりパラリンピックが開催されます。こちらの方も応援しようと思います。

今回のオリンピックは、世界 204 の国と地域からの参加があり、初めて実施全競技に女性アスリートが参加されました。当支部でも女性会員の会への参加が年々増えてきていて、非常に嬉しく思っています。ますますのご参加をよろしく願います（今年の支部旅行は東京です、是非ご検討ください！）。

最後になりましたが、まだまだ厚さの厳しい日が続きますので、会員先生に置かれましては、ご自愛ご健勝をお祈り申し上げます。



着任のご挨拶

泉大津税務署長 三吉 良典

残暑の候、近畿税理士会泉大津支部の会員の皆様方には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私、この度の人事異動により大阪国税局総務部税務相談室から赴任してまいりました三吉でございます。

泉北地区における納税道義は、皆様方のご尽力のおかげをもちまして、非常に高い水準にあると伺っており、この地に勤務できることを光栄に思っております。

微力ではございますが、全力を尽くしてまいりますので、前任の田原署長同様、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、少子・高齢化の進展や経済のグローバル化・IT 化により大きく変化しております。

このような環境の中、国税庁の使命であります「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことを果たすべく、納税者の視点に立った行政サービスの提供に努めるなど、一層の努力をしまいる所存であります。

また、今事務年度も引き続き、確定申告の円滑な運営、e-Tax 及び書面添付制度の普及・定着につきましても、重要課題として取り組んでいきたいと考えております。

特に、e-Tax につきましても、利用者の利便性向上や行政運営の効率化といった視点も取り入れた新たな「業務プロセス改革計画」が策定され、なお一層、積極的に取り組むこととしております。

いずれにしても、行政の努力のみでは実現は難しく、皆様方のご協力なくしては、成し得ないものでありますので、税理士の皆様方におかれましても、なにとぞご理解とご支援のほどよろしくお願いいたします。

結びに当たり、近畿税理士会泉大津支部の今後ますますのご発展と会員の皆様方のご健勝、ご事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

歴代支部長に突撃!!

事の始まりは、平成 24 年夏号の編集会議をしていた広報委員会でのこと。
新たな紙面企画はないものかと、思案していた時、「広報委員で取材をして原稿を作って載せましょうよ。」
この一言から始まりました。では、その取材元は、名所？旧跡？はたまたグルメ情報…？う～ん…。
で、連載企画かな？もしかしたらこれで終わりかも…。

結果、このようになりました。

現在の泉大津支部で最も古い支部長経験者は？と、いうと畑中榮造先生。

昭和 58 年 6 月から 2 期 4 年間就任されました。この時期を調べてみると、平成 59 年 6 月にそれまでの大阪合同税理士会（昭和 39 年 6 月「大阪」「神戸」「関西」「京都」「近畿」の各税理士会が統合され設立された）泉支部泉大津部会が、近畿税理士会泉大津支部に改称されたようです。『これは、当時の面白いお話が聞けるのでは…。』と、広報委員は、畑中先生のもとに。そこで、出た畑中先生からの第一声「もう、昔のこと、忘れてしまいましたわ〜。」広報委員がズッコケルという古典的なオチからはじまりました。

Q. 当時の支部会員の様子は如何でしたか？

A. 80 名位の会員（当時の税務署の署員と同じくらい）で税務署 O B の先生が多かったです。執行部は、支部長の私と副支部長（山本厳先生、故佐藤修吾先生）の 2 名の計 3 名で、支部運営をしていました。

ここで、当時の泉大津税務署長を調べてみました。江口隆、中尾武彦、西村定助の三者です。江口氏と中尾氏は当時の大蔵省からの出向です。中尾氏といえば現財務省財務官ですよ。



Q. 支部旅行なんてされていたんですか？

A. 年 1 回、20 名位の参加会員で電車で旅行をしていました。もちろん、海外旅行なんてありません。また、当時は、ゴルフではなく、麻雀が主流でした。普段でも麻雀大会がありました。

Q. 若手税理士にエールを

A. 正直言って、仕事は一杯ありましたし、税理士業務だけしていればよかった時代でした。現在は、税理士業務以外のことも税理士に求められるようになってきています。大変なことだと思います。でも、「税理士」という資格に誇りをもって頑張ってください。

Q. では、その FAX で本会と事務連絡を取っていたんですか？

A. それが、ちっとも FAX こないんですわあ。

現在の、支部事務局に本会から毎日のように届くメールの公文書の数とは随分違うようです。

Q. 支部長になられて大変だったこと。嬉しかったことはなんですか？

A. もう忘れてしまいました。ただ、支部長になったとき本会から FAX が無償支給されたことは憶えています。当時 FAX は、高かったのが嬉しかったです。

その後、本会相手に先生が繰り広げた武勇伝をご披露いただきました。

う～ん…。内容は、書面にできません。でも、面白かったです。

畑中先生、取材にご協力いただきありがとうございます。

「先生の温かくおらかなお人柄で、当時あったであろう難題など簡単に吹き飛ばしてしまうぐらいの勢いで支部運営をされていたんだなあ。」と、感じました。





第 27 回 誌上研修

「非営利法人等の印紙税について」

研修委員 笠井 慎五

○ 印紙税法における「営業」について

一般通念で営業とは、利益を得る目的で、同種の行為を継続的、反復的に行うことをいいます。営利目的がある限り、現実には利益を得ることができなかったとしても、また、当初、継続、反復の意思がある限り、1 回でやめたとしても営業に該当します。

具体的にどのような行為が営業に該当するかは、商法の規定による商人と商行為から考えられます。

商人には、自己の名をもって商行為をすることを業とする固有の商人と、店舗その他これに類する設備（商人的施設）によって物品の販売を業とする者及び鉱業を営む者を商人とみなす擬制商人とがあります（商法第 4 条）。

商行為は商法に列挙されていますが、営業とすると否とにかかわらず商行為とする絶対的商行為（商法第 501 条）と、営業としてしたものは商行為とする営業的商行為（商法第 502 条）及び商人がその営業のためにする行為を商行為とする附属的商行為（商法第 503 条）があります。更に、特別法による商行為として、信託の引受け、無尽業等があります。

このことから、これらの行為をなすことを業とするものは商人となり、営利を目的として同種の行為を反復継続する場合は営業に該当することになります。

したがって、商行為に該当しない医師、弁護士等の行為は営業にはならず、また、農業、漁業等の原始生産業者が店舗をもたずにその生産物を販売する場合も商人の概念から除かれますので営業にはなりません。

また、商法第 502 条ただし書に「専ら賃金を得る目的で物を製造し、又は労務に従事する者の行為は、この限りでない」と規定されていることから、サラリーマン、内職などの行為も営業にはなりません。

法人の場合には、私法人は、大別すると営利法人、公益法人及びそれら以外の法人に分けられます。

営利法人である、会社法の規定による株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は商行為であり（会社法 5 条）、すべて営業（資本取引に係るものなど特に定めるものは除かれます。）になります。

公益社団法人、公益財団法人、学校法人などの公益法人については、その法人が目的遂行のために必要な資金を得るための行為が商行為に該当する場合であっても営業には該当しません。

営利法人及び公益法人以外の法人については、印紙税法では、その事業の実態等を考慮して、会社以外の法人で、利益金又は剰余金の配当又は分配をすることができることとなっている法人が、出資者以外の第三者に対して行う事業は、営業に含むこととなっています（出資者に対して行う事業は、営業に含みません。）。

また、特定非営利活動促進法により設立が認められた、特定非営利活動法人（いわゆる NPO 法人）は、定款の定めにより、利益金又は剰余金の配当又は分配ができないこととされている場合は、営業には該当しません。

◇【事例】 非営利法人等における印紙税法における第 17 号文書の金銭又は有価証券の受取書の取り扱い

1. 行政庁の公益認定を受けた公益社団法人・公益財団法人が作成する場合

公益社団法人・公益財団法人は、公益目的事業を行うことを主たる目的とし、営利を目的とする法人ではないことから、その作成する金銭又は有価証券の受取書は、収益事業に関して作成するものであっても、営業に関しない受取書に該当し、非課税となります（印紙税法別表第一 課税物件表第 17 号文書非課税物件欄 2）。

2. 公益認定を受けていない一般社団法人・一般財団法人が作成する場合

印紙税法においては、会社（株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社）以外の法人のうち、法令の規定又は定款の定めにより利益金又は剰余金の配当又は分配をすることができないものは営業者に該当しないこととされています（印紙税法別表第一 課税物件表第 17 号文書非課税物件欄 2 かつこ書）。

したがって、この要件に該当する一般社団法人・一般財団法人が作成する金銭又は有価証券の受取書は、収益事業に関して作成するものであっても、営業に関しない受取書に該当し、非課税となります。



3. 人格なき社団等が作成する場合

印紙税の可否判断に際してはその法人の形態で判断することになりますが、人格なき社団等に関しては、その設立目的により判断されます。設立目的が公益及び会員相互間の親睦等の非営利事業であれば営業者に該当しないこととされ、その人格なき社団が作成する文書に関しては営業に関しない受取書に該当し、非課税となります。

一方、その他の人格のない社団が作成する受取書で、収益事業に関して作成する文書に関しては営業と判断され、課税文書となります。

【関係法令通達】

印紙税法別表第一第 17 号文書「非課税物件の欄」2

印紙税法別表第一第 17 号文書「非課税物件の欄」、印紙税法基本通達別表第一 第 17 号文書の第 21～27

○ 請負契約と委任契約

請負契約とは、民法第 632 条に規定されている契約で、「当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約する」契約です。つまり、一方の当事者である受注者（請負人）が仕事の完成という義務を果たし、他方の当事者である発注者がその報酬を支払う契約です。請負契約では、「仕事を完成すること」という「結果責任」が問われ、完成した仕事については、「瑕疵担保責任」を負います（民法第 634 条）。

一方、委任契約とは、民法第 643 条に規定されている契約で、「当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾する」契約です。なお、民法第 656 条によって、「法律行為でない事務の委託について」も、委任契約と同じように扱われ「準委任契約」といいます。

委任契約の最大の特徴は、受任者が「法律行為」（準委任契約では「法律行為でない事務」）という「行為」そのものに対する責任を負うという点です。具体的には、行為そのものにミスがないように義務が課されており、これを「善良な管理者の注意」義務、すなわち「善管注意義務」といいます（民法第 644 条）。

◇【事例】 介護サービス契約書と印紙税

介護サービス事業者と利用者が取り交わす契約書のうち、ケアプランに基づき作成された契約書の取り扱いについては下記の通りです。

介護サービスの契約書にはサービス利用者が受けることができる具体的なサービス内容と料金の明細が記載されています。つまり、利用者の要望に沿った適切な介護サービスの提供を受ける為に作成されたものであり、「当事者の一方が仕事の完成を約し相手方がその仕事の結果に対して報酬を支払う」という請負契約には該当しません。また、その他のいずれの課税文書にも該当しないため、介護サービスの契約書に関しては、印紙税は非課税の扱いとなります。

◇【事例】 国等と請負契約書を締結したときの取り扱い

国等（国、地方公共団体、法別表第 2 に掲げる者）が作成した課税文書については、法第 5 条により非課税になります。

また、国等と国等以外の者が共同作成した課税文書については、国等が保存するものは国等以外の者が作成したもののみなし、国等以外の者が保存するものは国等が作成したもののみなし（法第 4 条第 5 項）。

したがって、国等と請負契約書を締結した場合、国等以外の者である者が所持する請負契約書は非課税文書となり、国等の所持する請負契約書は第 2 文書（請負に関する契約書）として課税の対象になります。

なお、国等は「営業者」にはなり得ませんので、契約の一方の当事者が国等である場合、令第 26 条第 1 号に規定する「営業者の間」の継続取引とはなりません。

【関係法令通達】

印紙税法第 4 条第 5 項、第 5 条、別表第一課税物件表第 17 号文書、

印紙税法施行令第 26 条第 1 項





税理士事務所の今昔

溝口 幸長

近年のコンピューター関連機器や通信機器の進化に凄まじいものがありますね。

私が税理士業界に入ってから、数年とまだ歴史は浅いのですが、もう二十年以上も前からこの業界に携わっている方から聞かされました二十年前頃の税理士事務所にある風景について語ってみたいと思います。

電子申告が主流となりつつある現在とは違い、コンピューターが今程使用されていなかった様です。

当時は会計専用機が主流で、今みたいに同一のコンピューターで表計算をしたり、ワープロ文書を作成したりとかは出来なかったそうです。

端末も一人一台ではなく、二、三名で一台を共用して使う様なやり方だったとか。

そして業務につきましても、財務諸表作成までしかしていなかった事務所も多く、法人税の申告における別表や科目内訳書等の作成は手書きしていたそうです。

前述のお話と前後する様な事ですが、当時はコンピューター自体導入していない事務所もちらほらとあったかの様にもお聞きしています。

もう一つの多大な進化を挙げますと、「携帯電話」ではないでしょうか。

税理士事務所におきましても、又、クライアントの事業所におきましても使用しているのは、それぞれの代表者ぐらいであって、従業員（職員）さんに至っては、ポケットベルを持っているのが関の山だったそうです。

現在は、一部電波の届かないところを除き、どこにいても連絡の付くのが当たり前の様になっていますが、当時はまだ、そう言う時代では無かったので、一日中外出していて、事務所に戻ってきますと、電話メモが多い時には何枚も机の上に置かれていたそうです。

便利にはなったが、その分慌ただしい現代が良いのか、少し不便だけど今よりのどこだった二十年前が良かったのか私にはわかりません。



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012

大阪市中央区谷町1丁目5番4号

TEL(06) 6941-6888

FAX(06) 6947-2800

URL: <http://www.hanna-zaikyo.jp>

阪奈税協の事業一覧

保険

阪奈積立年金、VIP大型総合保障制度、全税共年金
所得補償、総合事業保障プラン、小規模企業共済
ゴルフアーズ保険、自動車保険、火災保険

金融・カード

税理士(マーク入り)カード、住宅ローン
自動車ローン

不動産

不動産情報(売買、仲介)
戸建住宅、リフォーム
マンション

販売あっせん

業務関連用品、OA機器、オフィス家具
紳士・婦人服、生活雑貨
リサイクルトナーカートリッジ
家電製品(web販売)、印鑑、名刺

その他

報酬自動支払制度、ゴルフ会員権
葬儀、リース関連、人材派遣
セキュリティ、資格取得
機密書類保管・溶解処理サービス
カーライフ関連、PETガン検診



支部ゴルフに参加して

櫻井 善章

7月20日、21日の二日にかけて、滋賀県のタラオカントリークラブで支部ゴルフコンペが行われました。今回は、何年ぶりの泊りのツーラウンドプレイという事もあり、通常のコンペに比べ、参加人数は12名と少数精鋭のコンペとなりましたが、和気あいあいと非常に楽しい二日間でした。

初日、朝目覚めると、雨が降っており、寝不足と二日酔いも重なり、やや憂鬱な気持ちで、自宅を6時半に出発し、近畿道、西名阪道、名阪国道を經由して、二時間弱で現地に到着しました。到着すると奇跡的にも雨が止んでおり、二日酔いも回復し、『今日は優勝を目指そう!』という気持ちでスタートしました。真夏とは思えないような、高原の涼しい気候で、楽しくラウンドした結果、自己ベストのハーフ42というスコアで、前半を終える事が出来ました。昼食を終え、いざ後半スタートと意気込んでいると、雲行きが怪しくなってきた、途中から雨が降り始め、しばらくすると、雷も鳴ってきました。雷雨のため、コンペは後半途中、中止となり、ハーフコンペとなり、ラッキーにも、優勝することが出来ました。



初日の夜は、泊りの宴会という事もあり、お酒もすすみ、楽しい宴になりました。宴会の後は宿泊先の中庭に、パターゴルフ場があったので、パターゴルフ大会も行われ、部屋に戻っても、部屋の中での二次会と、私にとっては、特に楽しい夜となりました。



二日目は、コンペ開始時点で雨が降っていたので、カップを着てのスタートとなりました。後半は霧も出てきて、50ヤード先が見えない状況の中、キャディさんの言葉だけを頼りに、ラウンドが行われました。悪コンディションの中でしたが、無事、全員がホールアウトし、松本直哉先生が、見事、優勝されました。

二日間のコンペでありましたが、幹事の阪東先生、大西先生をはじめ、諸先輩の先生方のおかげで、楽しい時間を過ごす事が出来、皆様に感謝しております。

今回は12月に忘年会もセットのコンペとなっておりますので、多数の先生方の参加を希望します。

会 員 の 異 動

平成24年8月20現在 会員数 106名（内税理士法人 2）

◇ 転 出 ◇

平成24年1月20日	露口 浩久 先生（岸和田支部へ）
平成24年7月12日	原田 鎮郎 先生（堺支部へ）

◇ 業務廃止 ◇

平成24年4月24日	野口 宏 先生
平成24年7月2日	山内 隆信 先生



最新研修ビデオの紹介

支部事務局では、研修ビデオを整理保管しておりますので、自己研鑽の一助としてご活用ください。
新着情報につきましては、今後も支部だより等でお知らせしてまいります。

◇全国統一研修会（平成 23 年度）

- 「F A Q 消費税」～非課税取引・免税取引の基礎を中心として～
- 「税実務における法人税、消費税、源泉所得税の論点」～相談事例・税務調査を素材として～
- 「税理士業務と調査・確定手続改革の方向性」なるのか？税務手続法改正、なったらどうなる税務手続
- 「消費税実務の留意点」～裁判事例、判決事例に見る判断のポイント～
- 「税理士のための紛争予防税法」～注目裁判例を素材に～
- 「相続税申告における実務の流れと留意点」
- 「更正の請求を中心とした納税環境整備のポイント」

◇日税連マルチメディア研修

平成 23 年度 第 2 回 「最近の税理士損害賠償請求訴訟事例とその事前予防策」

◇プロフェッショナルセミナー

- 「税理士の職業倫理と税理士制度～税理士法と非違事例等について～」
- 「税理士として外せない事業継承の手法と信託法の基礎知識」
- 「税法と隣接する法務の留意点」－税理士会と弁護士会の事例研究会の事例より－
- 「法人税の世界 法律学からの接近」
- 「税理士業務に登場する民法相続編と税務事例」

◇法学ゼミナール

「税務申告や税務相談のための相続に関する実務的な法律問題」【前・後編】

◇大阪・奈良税理士協同組合主催

- 平成 23 年度 第 4 回 第 1 部「確定申告向け所得税・消費税の留意点」
第 2 部「税制改正の動向」
- 平成 23 年度 第 5 回 第 1 部「中小企業の会計に関する基本要領」
第 2 部「税制改正の総まとめと動向」
- 平成 24 年度 第 1 回 「実務で使える事業継承対策の具体的事例」



原稿・写真募集！

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧になれます。

アドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>
広報委員会では常時原稿・写真を募集しております。

寄稿はお気軽に、趣味・エッセイ・業務に関すること・日頃の疑問等、テーマはご自由ですので、是非ともご寄稿をお願いいたします。

写真もテーマはご自由に撮影場所等記載のうえお送りください。

なお、お送りいただいた原稿・写真は、紙面に限りがあり、掲載できない場合もありますので、その際はご了承ください。

お問い合わせは、泉大津支部事務局まで
TEL0725-33-7400 FAX0725-33-7405
e-mail izumiootusibu@theia.ocn.ne.jp



編集後記

残暑お見舞い申し上げます。

今年の夏はロンドンオリンピックが 7 月 25 日から 8 月 12 日まで開催され、日本選手の活躍に心踊らされた会員先生も多かったのではないのでしょうか。私自身もリモコン片手にテレビを 2 画面にして日本選手の活躍に一喜一憂しながら観戦しておりました。日本は過去最高となる 38 個のメダルを獲得したのですが、特に団体種目・競技での活躍が目立ちました。日本選手の活躍と頑張りには感動と元気をもらいました。

今回の支部だよりでは、「歴代支部長に突撃!!」という新企画に取り組んでいます。ご寄稿等、紙面作りにご協力いただきました先生方、本当にありがとうございました。

まだまだ暑い日が続きますが、支部会員の皆様にはどうかくれぐれもお身体にはご留意下さい。

(S. I)